

静岡県立中央図書館における複写サービス

著作権は原則として創作時から著作権者の生存中及び死後 70 年間存続します。

著作権を有する資料の複写は、著作権法第 31 条により行われています。

(図書館等における複製等)

第三十一条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるものにおいては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料を用いて著作物を複製することができる。

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された**著作物の一部分**(国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物その他の著作物の全部の複製物の提供が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるものにあつては、その全部)の複製物を一人につき一部提供する場合

※条文は一部省略

当館における「**著作物の一部分**」とは、以下のとおりです。

著作物	複製可能な範囲
図書	1 冊の半分以下 短編集・論文集や分担執筆等複数の著作物が収録されている図書は、個々の著作物の半分以下 ただし、以下の著作物は全部の複写が可能 ・国等の周知目的資料 ・言語の著作物で、連続する 2 つの見開き面に収まる分量の少ない著作物
写真、絵画	1 作品の半分以下
写真集、画集	個々の作品の半分以下
楽譜集	個々の歌詞・楽譜の半分以下
雑誌	・ 最新号の場合 、個々の著作物（論文、記事、写真、図面、地図、絵画、歌詞、楽譜等）の半分以下 ・ 発行後相当期間を経過した場合 、個々の著作物の全部（ただし、複製の総分量はその雑誌全体の半分以下であること） 「相当期間」とは、 ・週刊、月刊、隔月刊は、次号発行まで ・季刊、年刊、不定期刊は、雑誌に記載されている発行日又は実際の発行日のいずれか早い日から 3 ケ月まで ただし、国等の周知目的資料は全部の複写が可能
新聞	朝夕刊とも当日の複写は不可 翌日が休刊日の場合、「翌日」からは複写可能
地図 (1 枚もの)	全体の半分以下 ただし、国土地理院刊行の地図（及び空中写真）は全体の複写が可能
地図帳	個々の地図の半分以下 ☆個々の地図の範囲は、枠で囲まれた部分 (ただし、ゼンリン等の住宅地図の場合は各ページ付の半分以下)